

よくあるお問い合わせ（Q&A）

《 1 時間短縮営業要請について 》

1. 要請の対象市町村を教えてください。

- 福島市全域になります。

2. 福島市内の飲食店を対象に時短営業要請を行う理由を教えてください。

- 今月に入ってから、酒類の提供を行う飲食店や忘年会、医療機関など様々な場面においてクラスターが発生しています。
- 特に福島市においては、福島駅前の飲食店や病院における大規模なクラスターの発生により感染者が大幅に増え、県北地域の医療提供体制は極めて厳しい状況となっています。
- こうした感染状況を踏まえ、福島市において「緊急警報」を発令し、市民の皆さんへ、できる限りの不要不急の外出を控えていただくことなどを呼び掛けている状況であり、県に対しても更なる対策の強化のための要請があったため、御協力をお願いするものです。

3. 県内全域を対象としないのか。なぜ福島市全体なのかを教えてください。

- 今回の営業時間短縮の協力要請については、福島市からの要請に基づくものです。
- 福島市において、福島駅前の飲食店や病院における大規模なクラスターの発生により市内全体で感染者が大幅に増えており、県北地域の医療提供体制への負荷は急激に増大していることから、福島市内の飲食店について御協力をお願いするものです。
- 福島市民の皆さん、事業者の皆さんには、御苦勞をお掛けしますが、これ以上の感染拡大を防ぐため、御協力をお願いします。

4. 今回の要請に係る法的根拠を教えてください。

- 営業時間短縮の協力要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請です。(国の地方創生臨時交付金を活用する場合、法第24条第9項に基づく協力要請であることが要件となる。)
- また、不要不急の外出を控えていただくことなどについては、できる限り外出の機会を減らし、感染のリスクを減らすため、皆さんの御協力をお願いするものです。(法に基づかない任意の協力依頼)
- 福島市内には、徹底した感染防止対策に取り組んでいただいている事業者も多くあり、地域経済活動への影響も考慮し、現時点においては、任意の協力依頼としています。

5. 要請期間を教えてください。

- 令和2年12月28日(月)午後10時から令和3年1月12日(火)午前5時までの期間となります。

6. 要請の時間帯を教えてください。

- 午後10時から午前5時までの時間帯の営業自粛になります。

7. 要請の対象施設を教えてください。

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している、接待を伴う飲食店や酒類の提供する飲食店(カラオケ店を含む)です。
 - 【接待を伴う飲食店】(風営法第2条第1項第1号に該当する店舗)
キャバレー、スナック、パブ、クラブ、上記以外の風営法第2条第1項第1号に該当する飲食店
 - 【酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店】
飲食店、料理店、居酒屋、バー、カラオケ店、上記以外の酒類の提供を行う飲食店
- ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペースは除きます。

8. 午後10時までに営業を終了しなければいけませんか。それとも、酒類提供だけを止めればよいのですか。

○ 酒類の提供を止めるのではなく、営業の自粛をお願いします。

9. 酒類提供を行う飲食店について、午後10時以降はテイクアウト又はデリバリーのみであれば営業を行ってもよいですか。

○ 営業を行って構いません。施設内で飲食をしないテイクアウト又はデリバリーのみであれば、午後10時から午前5時の時間帯の営業自粛は要請しておりません。

《 2 協力金について 》

1. 申請受付期間や申請方法、支払時期を教えてください

- 要請対象期間の終了後（1月12日以降）に申請の受付を開始する予定です。
申請方法等の詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。

2. 申請にはどのような書類が必要ですか。

申請に必要な書類（予定）

No.	提出書類	留意点
1	交付申請書	県指定様式（準備中）
2	振込先の通帳等の写し	・「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人（フリガナ）」がわかること ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き ・インターネットバンキングの場合、上記の情報がわかるサイトのページ
3	営業許可証の写し	食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証であること
4	酒類を提供していることがわかる書面等	メニューの写真、酒類の納品書、ホームページの画面を印刷したものなど
5	店舗外観写真	店舗の名称が確認できるもの（看板等）を含む外観写真を提出してください。
6	対象店舗において「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの	・期間中の営業時間（又は休業していること）」が明記されたもの ・原則として、店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。
7	本人確認書面 （個人事業主の場合のみ）	・運転免許証、保険証等の写し（住所等が裏面記載の場合は裏面を含む）。 ・マイナンバーカードの写しの場合は、表面のみ提出してください。

3. 協力金はいくらもらえるのか。

○ 協力金は要請に応じた店舗ごとに、最大で60万円を交付します。

4. 要請対象期間が12月28日からですが、準備に時間を要したため、12月30日から時間短縮営業を行いました。協力金は交付されますか。

○ 全ての期間で営業自粛に応じていただきたいですが、時間短縮営業の開始が遅れた場合でも、協力金の交付対象とします。

○ ただし、時間短縮営業を開始した日から1月12日午前5時まで連続して時間短縮営業することが必要です。

○ この場合、「連続して時間短縮営業を実施した日数×4万円」を交付します。

○：時短営業した日 ×：時短営業しなかった日 ☆：定休日や従来の営業時間が午後10時より前の日

※交付対象期間は表中の青色部分です。

	12/28	29	30	31	1/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	交付対象期間	交付金額	考え方
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12/28~1/11	60万円	時短営業を開始した日から令和3年1月11日(12日午前5時)まで連続して時短営業した期間が対象です。時短営業中に、定休日や従来の営業時間が午後10時より前の日があっても対象です。
2	○	○	○	☆	☆	☆	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	12/28~1/11	60万円	
3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	1/8~1/11	16万円	
4	☆	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	12/29~1/11	56万円	
5	○	○	○	☆	☆	☆	☆	○	○	○	○	○	○	○	☆	12/28~1/11	60万円	
6	☆	☆	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	☆	○	12/31~1/11	48万円	
7	☆	○	○	☆	☆	☆	☆	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	0円	期間の途中で時短営業しなかった場合、対象外となります。
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	0円	

5. 通常の営業時間が午後10時までで、要請の期間中休業しましたが、協力金を交付対象となりますか。

○ なりません。通常、午後10時～午前5時の間に営業しており、今回の要請に応じた場合に対象となります。

【協力金の対象の可否（例）】

通常の営業時間	店舗の対応	協力金交付の可否
午後6時～午後11時	午後6時～午後10時に短縮	○
午後6時～午前0時	午後6時～午後9時に短縮	○
午後6時～午後11時	休業	○
24時間営業	午前5時～午後10時に短縮	○
午後6時～午後10時	午後6時～午後9時に短縮	×
午後6時～午後10時	休業	×

6. 複数の店舗について要請に応じたが、店舗数に応じて協力金が交付されますか。

○ 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

7. 対象地域（福島市全域）内で複数の店舗を運営する事業者は、全ての店舗を時短営業としなければ協力金は交付されませんか。

○ 要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を交付します。

8. 1月4日オープン予定で予約も受け付けているが、要請に応じた場合、協力金の交付対象になりますか。

○ なりません。協力金は、12月25日より前に営業の実態がある店舗となります。

9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、12月28日より前に時短営業又は休業をしている場合には協力金の対象になりますか。

- 通常、午後10時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、12月28日より前に時短営業又は休業をしている場合には対象となります。

10. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金の交付対象となりますか

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

11. 大企業も協力金の交付対象となりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

12. 対象店舗を賃借していますが、協力金の交付対象となりますか。

- 自己所有施設、賃借施設に関わらず、対象店舗であれば協力金の交付対象となります。

13. 要請対象期間前に酒類の提供を行っていなかった店舗が、要請対象期間中は酒類の提供を行う営業形態に変更する場合、時短要請に応じれば協力金は交付されますか。

- 午後10時以降も酒類の提供を行う店舗については、時短要請の対象となりますが、要請期間前から継続して酒類の提供を行っていなかった店舗は、協力金は交付されません。

14. 協力金の金額について、60万円で十分だと考えているか。

- 協力金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から時短営業をお願いし、ご協力いただいた事業者に対して協力金としてお支払いするものであり、ご理解とご協力をお願いします。

15. 協力金については、今回限りの措置か。要請の期間が延長した場合など、今後追加の対策を想定しているか。

- 今後については、新型コロナウイルス感染症の状況等を見ながら検討していきます。